

青森県報

第三千五百五十六号

平成二十四年
六月二十五日
(月曜日)

目 次

告 示

青森県景気ウォッチャー調査の実施……………	(統計分析課) …… 一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 二
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 二
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 二
障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定……………	(障害福祉課) …… 二
身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同) …… 三
家畜伝染病の発生……………	(畜産課) …… 三
青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程……………	(農村整備課) …… 三
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 三
道路の供用の開始……………	(同) …… 四
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定……………	(建築住宅課) …… 四
公 告	
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(民生生活文化課) …… 四
右 ……	(同) …… 五
右 ……	(同) …… 五
右 ……	(同) …… 六
右 ……	(同) …… 六

右 ……	(同) …… 六
右 ……	(同) …… 七
右 ……	(同) …… 七
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(農村整備課) …… 七

出先機関

道路の位置の指定……………	(下北地域局) …… 八
---------------	--------------

正 誤

平成二十四年六月十五日号外第四十号告示中……………	(監理課) …… 八
---------------------------	------------

告 示

青森県告示第五百二十六号

青森県景気ウォッチャー調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

本調査は、きめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に住所を有する事業所の従事者等

三 報告をを求める事項及びその基準となる期間

景気の現状に対する判断、三か月前と比べた景気の現状に対する判断及びその理由、並びに三か月後の景気の先行きに対する判断及びその理由に係る事項の報告を求める。

四 報告をを求める者

五 経済活動の動向を敏感に観察できる適当な業種に従事する百名
報告を求めるために用いる方法

六 調査票の送付、記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。
報告を求める期間

調査は、調査月（一月、四月、七月及び十月）の一日から同月の十五日までの間
において行う。

青森県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指
定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に
より告示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 小杉デンタルク リニツク	所在地又は住所 弘前市大字早稲田二丁目一の一	廃止年月日 平成二四・四・三〇
---------------------------	---------------------------	--------------------

青森県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助
のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一
号の規定により告示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 小杉デンタルク リニツク	所在地又は住所 弘前市大字早稲田二丁目一の一	指定年月日 平成二四・五・一
---------------------------	---------------------------	-------------------

青森県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第
四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した
ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 佐々木智弘	住 所 つがる市牛瀧町村 上三八	施術所の名称 おん接骨院	施術所の所在地 つがる市牛瀧町村 上三八	指 定 年月日 平成二四・五・二五
--------------	------------------------	-----------------	----------------------------	-------------------------

青森県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のと
おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により
公示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称 合資会社ステ ラマリン	主たる事務所の 所在地 八戸市大字新井 田字塩入四八の一	居宅介護支援事業を行う事業所 名称 居宅介護支援力 イネーション	事業所 所在地 八戸市大字新井 田字塩入四八の一	指 定 年月日 平成二四・六・一五
-------------------------------------	---------------------------------------	---	-----------------------------------	-------------------------

青森県告示第五百三十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定
により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三

第十一项第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	名称	所在地	一般相談支援事業を行う所	指定期間
	特定非営利活動法人八幡の邑	弘前市大字豊原二丁目六の二二					
特定非営利活動法人八幡の邑	弘前市大字豊原二丁目六の二二	地域定着支援	相談支援センターなごみ	弘前市大字豊原二丁目六の二二	"		

青森県告示第五百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	所在地	診療科目	指定年月日
黒瀬 理恵	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野町一	整形外科（肢体不自由）	"

青森県告示第五百三十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患者	八	上北郡横浜町	平成二十四・六・五

青森県告示第五百三十四号

青森県営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第三号中「地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）」を「地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）」に改め、同表の第五号中「百分の六十」を「百分の五十八」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県営土地改良事業等補助金交付規程の規定は、平成二十四年度分の補助金から適用する。

青森県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平無番から 中津軽郡西目屋村大字田代字神田二四三の四まで	前 一七・三〇〇メートルまで 後 一七・三〇〇メートルまで	前 七八六・八〇メートル 後 八三二・一〇メートル	
				前 一三・〇〇〇メートルまで 後 一三・〇〇〇メートルまで	前 七八六・八〇メートル 後 八三二・一〇メートル	
				前 一七・三〇〇メートルまで 後 一七・三〇〇メートルまで	前 七八六・八〇メートル 後 八三二・一〇メートル	
				前 一三・〇〇〇メートルまで 後 一三・〇〇〇メートルまで	前 七八六・八〇メートル 後 八三二・一〇メートル	

青森県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平五〇の二 から 中津軽郡西目屋村大字田代字神田二四三の四 まで	平成二四・六・二六

青森県告示第五百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次

のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地	指定をした日	構造計算適合性判定の業務開始の日
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九	東京都千代田区神田錦町一丁目九	平成二十四年六月十三日	平成二十四年六月二十日

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふうあの会

三 代表者の氏名

中川原 牧子

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々やそれに関わる人々が、地域の中で心豊かにいきいきとのびのびと暮らしていくために、障害をのり越えて自立していくための支援や活動をすること、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アートコアあおもり

三 代表者の氏名

佐々木 高雄

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、アートは個人の健全な意識を培う最良の存在であると同時に、社会に大きな影響力を及ぼす社会的な存在であるとの認識のもとに、アートの力を広く社会にアピールするとともに、地域文化を含めた芸術文化を活動の核とし、町づくり、子どもの育成、地域経済の活性化を推進し、アート及びクラフトに関わる活動一般の企画・運営、あるいはそのサポートを実施することにより、青森県の文化の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会

三 代表者の氏名

白井 壽美枝

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々に対して、その個性と能力を十分に発揮することので

きる男女共同参画社会の実現を図る活動に関する事業を行い、誰もがその人らしく主体的に生きられる社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアネット

三 代表者の氏名

佐藤 廣則

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

本会は、障害を持つ人たちが自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マン・パワー

三 代表者の氏名

若松 靖夫

四 主たる事務所の所在地

三沢市

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村民に対し、福祉の増進、住環境の整備、安全活動、及び雇用機会の拡充を図る事業等を行うことにより、安全かつ快適に暮らすことができる豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わっしょい

三 代表者の氏名

西館 真喜子

四 主たる事務所の所在地

上北郡おいらせ町

五 定款に記載された目的

この法人は、おいらせ町及びその近隣のあらゆる市町村民を対象とし、高齢者及び身体障害者等に対し、福祉サービスに関する事業等を行い、ふれあい社会の構築に努め、健康で安心して暮らしていくことのできる生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くろいしアスリートアンドエンジョイクラブ

三 代表者の氏名

高橋 憲

四 主たる事務所の所在地

黒石市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の連帯感と活力ある地域づくりに貢献するため、地域のスポーツクラブとして地域住民に対し、子どもから大人まで生涯にわたって気軽に様々なスポーツが楽しめる事業と、日本代表やオリンピッククを目指そうとする選手を育てる事業を行い、地域住民のスポーツ活動に対しての意識を高め、スポーツを気軽に日常的に心から楽しみ、子どもたちへの教育への貢献と地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育てサポートかたつむり

三 代表者の氏名

田中 訓

四 主たる事務所の所在地

南津軽郡藤崎町大字矢沢字福本四

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのあるなしかかわらず、すべての子ども達に対して、地域社会の中で心身ともに健全に育成されるよう障がい児デイサービスや子育て相談などのサービスを提供する事により、福祉の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、山城地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する書類

- 一 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十四年六月二十六日から同年七月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
青森市役所

出 先 機 関

下北地域県民局告示第一号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、

正 誤

監 理 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成西・六一五 号外第四〇号	告 示	第五〇四号	四	上	二	平成二十六年に 行われる定期の	平成二十五年に 行われる再度の

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月二十五日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市金曲三丁目六五の一	九二・三二メートル	六・一〇メートル	平成 二四・六・三

（発行所・発行人）
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

（印刷所・販売人）
 青森市第一問屋町三丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭